

# 平成25年第4回定例会会議録（第6号）

平成25年12月20日

## ○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市長	浜田博	君	副市長	友永哲男	君
副市長	阿南俊晴	君	教育長	寺岡悌二	君
水道企業管理者	永井正之	君	総務部長	釜堀秀樹	君
企画部長	大野光章	君	建設部長	糸永好弘	君
ONSENツーリズム部長	亀井京子	君	生活環境部長	浜口善友	君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	伊藤慶典	君	消防長	渡邊正信	君
教育次長	豊永健司	君	政策推進課長	稲尾隆	君

## ○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	参事兼庶務係長	宮森久住
次長兼議事係長	浜崎憲幸	次長兼調査係長	河野伸久
主幹	吉田悠子	主査	溝部進一
主任	波多野博	主任	甲斐健太郎

主 任 池 上 明 子 主 事 穴 井 寛 子  
速 記 者 桐 生 正 子

○議事日程表（第6号）

平成25年12月20日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第111号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 3 報告第11号 市長専決処分について
- 第 4 議員提出議案第13号 TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉に関する意見書
- 議員提出議案第14号 介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書
- 議員提出議案第15号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書
- 議員提出議案第16号 地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書
- 議員提出議案第17号 教職員が保護者や地域とつながり、地域に根ざした学校教育活動ができるための環境づくりを求める意見書
- 議員提出議案第18号 要支援1・2の高齢者を介護保険から外す計画の中止を求める意見書
- 日程追加 動 議（市有財産利活用推進特別委員会の設置について）
- 第 5 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第5（議事日程に同じ）

日程追加 動 議（市有財産利活用推進特別委員会の設置について）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（吉富英三郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告を願います。

（観光建設水道委員会副委員長・森山義治君登壇）

○観光建設水道委員会副委員長（森山義治君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告を申し上げます。

観光建設水道委員会は、去る 12 月 11 日の本会議において付託を受けました議第 89 号平成 25 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分外 10 件について、12 月 17 日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 89 号平成 25 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分についてであります。

商工課関係部分では、厳しい経営環境にある建設業界の活性化を図ることを目的とし、本年度実施している「BEP P U わくわく建設券発行事業」について、期間を延長して実施するため繰越明許費を計上するなどの説明がなされました。

次に、農林水産課関係部分では、緊急雇用創出事業を活用し、耕作放棄地の再生や農業生産活動に取り組む起業して間もない企業を支援するための経費、また本年 7 月 3 日、4 日に発生した梅雨前線による豪雨により被害を受けた農地及び農業施設を復旧するのに要する経費等を計上する旨の説明がなされました。

次に、観光課関係部分及び温泉課関係部分では、指定管理者の指定に係る債務負担行為を計上する旨の説明がなされました。

最終的に、議第 89 号平成 25 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分については、当局からなされた説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第 94 号別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について、議第 98 号別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び議第 99 号別府市道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。

議第 94 号については、消費税及び地方消費税の税率が平成 26 年 4 月 1 日から引き上げられることに伴い使用料等を改定すること、議第 98 号については、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う市営温泉の入浴料その他の使用料等の改定を行うこと及び竹瓦温泉の普通入浴料を利用料金として指定管理者の収入とすること、議第 99 号については、消費税及び地方消費税の税率引き上げ及び道路法の改正に伴う道路占用料の改定を行うことの説明がなされました。

委員から、市営温泉の入浴料について、引き上げを検討すべきではないかとの質疑がありました。これに対し当局から、市営温泉の入浴料については、将来的には改定を検討する必要があるとの回答がなされました。

採決においては、一部委員から、消費税増税に反対する立場から反対である旨の意思表示がなされましたが、最終的にいずれの議案も賛成者多数により、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第 97 号別府市まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

当局から、市民相互並びに市民及び観光客の交流を促進し、中心市街地の活性化を図るため、別府市まちなか交流館を設置することに伴い、条例を制定する旨の説明がなされ、

採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 106 号から議第 109 号までの指定管理者の指定についてであります。

議第 106 号の別府市のヶ浜駐車場、議第 107 号の竹瓦温泉及び別府海浜砂湯、議第 108 号の北浜温泉、議第 109 号の別府市市民ホールについて、いずれも指定期間 5 年間の条件で公募を実施し指定管理候補者を選定した旨、そのほか詳細な説明が当局からなされたため、これを了とし、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

そのほか議第 100 号別府国際観光温泉文化都市建設計画下水道受益者負担に関する条例の一部改正について、及び議第 110 号市道路線の認定及び廃止については、当局からの詳細な説明を了とし、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

(厚生環境教育委員会副委員長・松川章三君登壇)

○厚生環境教育委員会副委員長(松川章三君) 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告いたします。

去る 12 月 11 日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第 89 号平成 25 年度別府市一般会計補正予算(第 3 号)関係部分外 7 件について、12 月 17 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 89 号平成 25 年度別府市一般会計補正予算(第 3 号)関係部分についてであります。

環境課関係部分では、当局より、新エネルギー導入推進のための新エネルギービジョン推進委員会設置に伴う経費や、し尿収集業務システムの改修委託料を計上する旨の説明がなされました。

委員から、推進委員会委員の選定方法について質疑があり、これに対し当局より、専門的知識を有していることを前提とし、新エネルギー活用について積極的な姿勢及び慎重な姿勢を示している方、両者を含めた構成とするとの説明がありました。

また、新エネルギービジョン策定の時期についての質疑では、別府市特有の環境等を考慮した上で、どのようなエネルギーの活用が有効であるか等、推進委員会の意見を踏まえ平成 26 年度末ごろまでに策定を行いたいとの答弁がなされました。

さらに委員より、一般家庭における太陽光発電システム購入に対する助成や、公共施設での設置の検討、またバイナリー発電開発の取り組みを積極的に行うよう意見がなされましたが、当局説明については妥当と認め、了といたしました。

続きまして、別府商業高等学校関係部分であります。教員の授業時間数の超過教科の増加に伴い、非常勤講師 2 名を追加雇用するための経費を計上したとの当局説明がありました。

委員より、雇用に当たっては身分の調査等を行っているのかとの質疑があり、当局より、資格取得状況等を十分に把握した上で採用しているとの答弁がなされました。

また、非常勤講師の年齢構成や授業時間数について質疑があり、当局説明を受け、これを了とした次第であります。

その他、障害福祉課関係部分では、各種サービスの利用者の増加等に伴う扶助費や国・県の負担金、返納金をそれぞれ歳入・歳出に計上、また、社会福祉課、生涯学習課、スポーツ健康課がそれぞれ所管する 3 施設の指定管理料や、児童家庭課のこども・子育て支援新制度に対応するためのシステム改修委託料について、債務負担行為を設定、さらに、生涯学習課所管の南部地区公民館のエレベーター設置について、指名業者の辞退により工事ができず、来年度以降の設置に向け予算を繰り越して使用する、といった説明がそれぞれな

され、これを適切妥当と認め、最終的に議第 89 号平成 25 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分については、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 103 号、104 号、105 号、指定管理者の指定についてであります。所管課より、別府市コミュニティーセンターをサンエスメンテナンスに、総合体育館をシンコースポーツ九州に、別府市社会福祉会館を別府市社会福祉協議会に、それぞれ管理を行わせようとするものであるとの説明がなされました。

委員より、指定管理料の推移等について質疑がなされ、当局説明を受け、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第 94 号別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について関係部分、及び議第 96 号別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、使用料等を改定するため、関係条例の改正、また、し尿汲み取り手数料の算定方法の一つである従量制について、単位を 18 リットルから 1 リットルへ変更、これに伴い手数料の額を改定する旨の当局説明がありました。

採決において一部委員より、一般会計では消費税を国に納付する必要がないため、市民の負担をふやすべきではないという観点から反対である旨の意思表示がなされましたが、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第 95 号別府市心身障害者福祉手当条例の一部改正について、及び議第 102 号市有財産の譲与について、以上 2 件は、いずれも当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（総務企画消防委員会副委員長・堀本博行君登壇）

○総務企画消防委員会副委員長（堀本博行君） 副委員長の私から御報告をさせていただきます。

総務企画消防委員会は、12 月 11 日の本会議において付託を受けました議第 89 号関係部分外 6 件について、12 月 17 日に委員会を開会し審査を行いましたので、その経過と結果についての御報告を申し上げます。

初めに、補正予算議案 5 件についてであります。

まず職員課関係部分であります。議第 89 号から議第 93 号までの一般会計、及び各特別会計の人件費関係部分については、いずれも給与削減措置、人事異動等、また採用者の確定が行われ、その差額が生じることに加え、休職者や育児休職者等の減額部分などを整理した結果、各事業別の人件費に変更が生じたため補正を行うものとの説明を受け、これを了といたしました。

次に財産活用課関係であります。公有財産のうち長年にわたり活用されていない、あるいは活用を検討中であるものについて、健全な財政運営を確立する手段の 1 つとして駐車場経営等の積極的な活用を図り、安定的かつ長期的な自主財源を確保するものとの説明がありました。

委員から、各駐車場の詳細な運営方針について質疑があり、当局から、上田の湯南側及び石垣東部分については、月決め有料駐車場として整備をする。上田の湯北側については、24 時間有料駐車場として整備をし、また、社会福祉会館や中央公民館で行われる市の主催事業、及び福祉 7 団体の使用は全額無料、その他の使用については 2 時間無料に対応するよう協議をしているとの説明がありました。

委員から、駐車料金等については民間の感覚を持ちながら決めてほしい。また一方、この用地は一等地でもあり、別府市として将来の活用について考えていかなければならないなど、るる意見が出たところであります。

これに対し当局から、公募型プロポーザルによる民間活力を生かした整備及び管理運営を図りたい。また契約は5年とし、駐車場であれば今後公共的な目的で利用が決定したときに転用が可能であるとの答弁がありました。

その他、市制90周年記念に要する経費についてや、地域元気臨時交付金を公共事業費基金へ積み立てることなど、当委員会補正予算関係部分については、当局説明を了とした次第であります。

最終的に議第89号平成25年度別府市一般会計補正予算（第3号）財産活用課及び政策推進課関係部分について一部委員より反対の意思表示がなされ、採決の結果、賛成多数で可決した次第であります。

また、議第90号から議第93号までの各特別会計補正予算関係部分については、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決をいたしました。

続きまして、条例の一部改正議案2件についてであります。

まず議第94号関係部分であります。別府市男女共同参画センター等の使用料について、消費税及び地方消費税の税率が平成26年4月1日から引き上げられることに伴い条例の一部改正を行うものとの説明を受けました。

また議第101号別府市火災予防条例の一部改正については、消防法施行令の一部改正等に伴い、条例を改正しようとするものとの当局の説明を受け、これを了とした次第であります。

以上、2件の条例の一部改正議案については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案7件に対する審査の経過と結果についての御報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

○議長（吉富英三郎君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（15番・平野文活君登壇）

○15番（平野文活君） 日本共産党議員団を代表して、反対討論を行います。

まず第89号、90号、91号、92号、93号の人件費削減部分に反対をいたします。

今回の削減額は、約1億円となります。私たち日本共産党は、これまでも一貫して公務員賃金の削減に反対してまいりました。それは、デフレからの脱却という今、政治が取り組んでいる大目標に反するからです。国税庁の民間給与実態統計調査によると、民間労働者の平均賃金は、1997年の467万円から2012年の408万円と、59万円（12.6%）も下がっております。これに連動して公務員賃金も引き下げる、この賃下げ競争がデフレ不況の大きな原因であります。政府の「労働経済白書2012年版」でさえ、「国内需要の大きな割合を占める家計消費を押し下げている最大の要因は所得の低下である」と指摘しております。

安倍総理も、国会での日本共産党の追及に対して、「企業には賃上げを要請する」などと言い始めました。ところが、国家公務員には復興財源と称して、2012年と2013年で7.8%の賃金をカットし、地方公務員にも地方交付税を減額するという方法で同様の賃金カットを強制してきました。これは、「国は、交付税の交付に当たって条件をつけ、またはその用途を制限してはならない」という地方税法に違反しており、全国市長会など地方6団体が国に抗議する事態にもなりました。今回の減額は、この不当な国の介入によるものであ

り、反対です。

また、94号、96号、98号、99号の消費税増税部分に反対です。

これらの条例改定により、温泉入浴料や公民館使用料など、あらゆる使用料金が値上げされます。消費税が8%になると水道料金にかかる消費税は約1億9,000万円となり、水道料金だけでも市民の負担は約7,100万円もふえることとなります。労働者の賃金も別府市民の所得も下がり続けている中、今回の増税は国民の暮らしと日本経済の大変な打撃になることは間違いありません。

1997年の5%への増税を契機に、それまで回復基調であった日本経済は、長期の停滞・後退局面に入りました。今回の増税は、下り坂で後ろから背中を押すことになることは明らかです。安倍総理でさえ、「景気を腰折れさせる懸念がある」と認めております。

私たち日本共産党は、「消費税を増税しなくても、社会保障を充実させ、国の財政を立て直す別の道がある」ということを訴えて、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第89号平成25年度別府市一般会計補正予算(第3号)に対する各委員長の報告は、原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(吉富英三郎君) 起立多数であります。よって、本件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第90号平成25年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(吉富英三郎君) 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第91号平成25年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(吉富英三郎君) 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第92号平成25年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(吉富英三郎君) 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第93号平成25年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(吉富英三郎君) 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 94 号別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正についてに対する各委員長の報告は、原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（吉富英三郎君） 起立多数であります。よって、本件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 96 号別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（吉富英三郎君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 98 号別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（吉富英三郎君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 99 号別府市道路占用料徴収条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（吉富英三郎君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 103 号指定管理者の指定についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（吉富英三郎君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 106 号指定管理者の指定についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（吉富英三郎君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 107 号指定管理者の指定についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（吉富英三郎君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 95 号別府市心身障害者福祉手当条例の一部改正について、議第 97 号別府市まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の制定について、議第 100 号別府国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてから、議第 102 号市有財産の譲与についてまで、議第 104 号指定管理者の指定について、及び議第 105 号指定管理者の指定について、並びに議第 108 号指定管理者の指定についてから、議第 110 号市道路線の認定及び廃止についてまで、以上 10 件に対する各委員長の報告は、



いずれも原案可決であります。以上 10 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上 10 件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 2 により、議第 111 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 111 号は、本市固定資産評価審査委員会委員として、高橋靖氏を選任いたしたいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（吉富英三郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 111 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第 111 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 3 により、報告第 11 号市長専決処分についての報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・友永哲男君登壇）

○副市長（友永哲男君） 御報告いたします。

報告第 11 号は、公用車による事故 2 件の和解及び損害賠償の額の決定並びに訴え提起前の和解 1 件について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上、報告を申し上げます。

○議長（吉富英三郎君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第 4 により、議員提出議案第 13 号 T P P（環太平洋パートナーシップ）協定交渉に関する意見書から、議員提出議案第 18 号要支援者 1・2 の高齢者を介護保険から外す計画の中止を求める意見書まで、以上 6 件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第 13 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(9番・松川章三君登壇)

○9番(松川章三君) 議員提出議案第13号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

TPP(環太平洋パートナーシップ)協定交渉に関する意見書

本年4月、我が国のTPP協定交渉への参加に当たって、衆議院及び参議院の農林水産委員会は、「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生可能となるよう除外または再協議の対象とすること」「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置する」「聖域の確保を優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」となどを内容とする決議を採択しました。その後、国民の不安や懸念が払拭されないまま交渉参加を決断しましたが、国権の最高意思決定機関である国会決議に忠実な交渉結果を出すことは、政府が負う極めて重い責任です。

我が国の交渉担当者は、秘密保持契約を理由に交渉内容が公表できないとし、十分な情報提供も国民的議論もいまだなされておられません。こうした状況の下でのTPP協定交渉の年内妥結を拙速に行うことは大きな問題であり、民主的な進め方ではありません。こうした中で自由化率を上げるなど、なし崩し的な譲歩のための環境整備を行うことは国益を損なうことになりかねず、政府は、国民の食と暮らし・命にかかわる問題だと認識した上で交渉を進めていかなければなりません。

政府統一試算に基づく本県の影響額は、県農林水産部によると、米や畜産を中心に被害をこうむり、県内農業総産出額は23%減少します。農地の集約化による規模拡大が難しい中山間地を中心とする農村部の地域社会もまた崩壊することは明らかであります。食料の安全保障とともに、地下水の涵養や洪水の防止などの多面的機能もまた失われます。

政府は、本年6月に閣議決定した「日本再興戦略(成長戦略)」において、「今後10年間で農業・農村全体の所得を倍増する戦略を策定する」としてありますが、TPP協定交渉によって食料自給率の向上や将来の農業経営の安定に悪影響をもたらすことは避けられません。

よって、TPP協定に関する国会決議の実現に向けて、下記のとおり政府に強く求めます。

#### 記

- 1 交渉に当たっては、2国間交渉にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は脱退も辞さないものとする。
- 2 TPP協定交渉には守秘義務規定があるが、公表できることはTPP政府対策本部のもとで、政府全体として状況の進展に応じて速やかに公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年12月20日

大分県別府市議会

内閣総理大臣  
外務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
経済再生担当大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第13号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第14号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（10番・市原隆生君登壇）

- 10番（市原隆生君） 議員提出議案第14号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書

現在、国においては、第6期介護保険事業計画を視野に、これまで個別給付として実施してきた介護予防給付について、市町村が実施している地域支援事業に段階的に移行させ、新しい地域支援事業として包括的に実施する方向で検討が進められています。

介護予防給付やこれまでの地域支援事業については、介護予防を進めるため市町村の現場で要支援者などに対する取り組みが進められ、介護サービス受給者のうち3割程度は要支援者であり、また、介護予防給付も4,000億円を超える額となっており、介護予防に大きな役割を果たすようになっていきます。また、介護予防給付を担う事業所も地域の中で育ってきており、大きな力となっています。こうした状況の中で急激な制度変更は、現場の事業者や市町村に大きな混乱を生ずることになります。

よって、政府におかれては、以下の項目について十分配慮の上、特段の取り組みが図られることを強く求めます。

#### 記

- 1 新たな地域支援事業の導入に当たっては、市町村の介護予防事業の機能強化の観点から、市町村の現場で適切に事業を実施できるよう手引書の作成、先進的な事例の周知、説明会や研修会を通じた丁寧な説明の実施を行うこと。
- 2 特に介護給付と合わせて事業実施を行っている事業者などに対して、円滑な事業移行ができるよう適切な取り組みを行うこと。
- 3 これまでの地域支援事業については事業費の上限が設定されていたが、新たな地域支援事業への移行に伴い、上限設定については適切に見直すこと。また事業の詳細については、市町村の裁量で自由に組み立てよう配慮すること。
- 4 新たな地域支援事業の実施に当たっては、住民主体の地域づくりなどの基盤整備が重要であり、こうした市町村における環境整備に合わせて適切な移行期間を設けるとともに、地域のマネジメント力の強化のため必要な人材の確保等については、消費税財源を有効に活用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月20日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第14号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(吉富英三郎君) 起立多数であります。よって、本件は可決されました。

次に、議員提出議案第15号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(6番・穴井宏二君登壇)

○6番(穴井宏二君) 議員提出議案第15号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

厳しい財政状況のもと、一層本格化する少子高齢社会にあつて、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持・強化していくために「社会保障と税の一体改革」関連8法案が昨年8月に成立しました。そして、安倍総理は法律どおり明年4月1日から消費税率を5%から8%へ引き上げる決断をしました。法律では、さらに平成27年10月には10%へ引き上げられる予定となっております。

消費税率の引上げは国民の暮らし、特に中堅・低所得者層の生活に大きな影響を与えることから、8%引上げ段階では「簡素な給付措置」が実施されます。しかし、これはあくまでも一時的な給付措置であり、抜本的かつ恒久的な対応が求められております。食料品など生活必需品に「軽減税率制度」の導入を図ることは、逆進性対策としても、国民の消費税に対する理解を得るためにも必要な制度であり、各種世論調査でも約7割が導入を望んでいます。

よって、政府においては、下記の事項について速やかに実施することを強く求めます。

#### 記

- 1 「軽減税率制度」の導入に向けて対象となる品目、中小・小規模事業者等に対する事務負担の配慮などを含めた制度設計の基本方針について鋭意検討を進め、その実現に向けての環境整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月20日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 15 号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富英三郎君） 起立多数であります。よって、本件は、可決されました。

次に、議員提出議案第 16 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（7 番・加藤信康君登壇）

○7 番（加藤信康君） 議員提出議案第 16 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書

自治体の臨時・非常勤職員は、今や 3 人に 1 人となり、全国では約 70 万人にも上ります。それらの職員の多くは、年収が約 200 万円以下であるため官製ワーキングプアとも言われ、雇いどめに不安を感じながら日々の業務に当たっています。

臨時・非常勤職員の職種は、行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたります。その多くの職員が恒常的業務についており、地方自治体は臨時・非常勤職員の労働なくして一日たりとも回しません。

しかし、臨時・非常勤職員にはパート労働法、労働契約法などが適用されないなど待遇や雇用について保護する制度が整備されておらず、民間労働法制と地方公務員制度の狭間で、法の谷間に置かれた存在となっています。このため、パート労働法や改正労働契約法の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定に関する法整備を図ることが重要課題となっています。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

記

- 1 非常勤職員に期末手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。
- 2 均等・均衡待遇を求めているパート労働法の趣旨を、臨時・非常勤等職員に適用させる法整備を図ること。
- 3 臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 25 年 12 月 20 日

大分県別府市議会

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

消費者庁長官 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（吉富英三郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第16号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富英三郎君） 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第17号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（2番・三重忠昭君登壇）

○2番（三重忠昭君） 議員提出議案第17号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

教職員が保護者や地域とつながり、地域に根ざした学校教育活動ができるための環境づくりを求める意見書

昨今のいじめや不登校の問題、また厳しい経済状況が親や保護者のみならず子どもたちにも押し寄せ、「子どもの貧困」という言葉があらわすように、子どもたちを取り巻く環境は大変厳しい現状にある。また将来にわたる社会不安の中で、次世代を担う子どもたちを育む学校現場に対する社会や保護者の求めるものが、年々複雑多岐にわたり大きくなっている。そういった課題解決を初め、小中学校では子どもにとってより教育効果を上げるために、学校が保護者や地域とつながり、連携しながら日ごろの学習や学校行事などともに育てていくことの重要性も増している。そして、そのためには教職員が保護者や地域を知り理解を得ながら取り組みを進めていくことが大切であることは言うまでもない。

しかし、大分県教育委員会は、平成23年10月に「人材育成方針」を発表した。その中で人事異動を広域化するとともに、学校を短期間の勤務年数で異動するという、子ども、保護者、地域とのつながりを持ちづらくする「新採用からおおむね10年以内に3つ以上の人事地域を勤務するもの」という「人事異動ルール」を新たに加え導入した。この広域化を含む「人事異動ルール」は、多くの課題があると言わざるを得ない。

1点目に、信頼関係を結びながら教育活動をすることが大切であるにもかかわらず、わずか3年で教職員と子ども、保護者、地域との関係が切れてしまうこと。

2点目に、昨今の大規模な災害を経験し、学校の避難場所としての役割が期待される中で、地域の子どもの保護者を知る教職員の重要性が増していることに支障を来すものであること。

3点目に、教職員にとって新採用3年経過後、次の勤務校でじっくりと教育活動をしたくても、またすぐに異動をしなければならないなど、教職員の仕事、生活両面における負担増のみならず、教育の継続性をも崩すものであること。

また上記のほか、地域や保護者からも「先生が短期間で異動していく」「地域と連携がとりにくい」「地域や子どものことを知って間もない時期に異動されたら困る」などの意見も出されている。

よって、教職員がどっしりと腰を落ちつけて保護者や地域とともに子どもたちに豊かな教育を保障する教育活動をしていくためにも下記の事項を強く求める。

## 記

- 1 教育の継続性、効果的な教育活動、保護者や地域と学校の連携、教職員の労働安全衛生などの観点から、頻繁かつ行き過ぎた広域異動を行わないこと。
  - 2 新採用から短い期間のうちに多くの人事地域間異動を行わないこと。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 20 日

大分県別府市議会

大分県教育委員会委員長  
大分県教育委員会教育長 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 17 号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(吉富英三郎君) 起立多数であります。よって、本件は、可決されました。

次に、議員提出議案第 18 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(15 番・平野文活君登壇)

○15 番(平野文活君) 議員提出議案第 18 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

要支援 1・2 の高齢者を介護保険から外す計画の中止を求める意見書

国は、社会保障制度の改革と称して、要支援 1・2 の高齢者を介護保険給付の対象から外すことを検討しています。2014 年の通常国会で法律を改訂し、2015 年度から実施するというものです。これが実施されれば、全国 150 万人の高齢者が影響を受けます。

国は、市町村の地域支援事業に移すと言っておりますが、全国一律の内容、運営基準、単価ではなく、内容も料金設定も市町村の裁量でできることになり、地域による格差が広がることとなります。

さらに、この地域支援事業は「給付見込み額の 3% から 4%」という上限があり、例えこの上限が多少見直されたとしても、市町村は独自財源の持ち出しか、サービスの削減かを迫られることとなります。また、国は、担い手についてもボランティアの活用も想定しており、介護福祉士、ケアマネージャーなどの専門的な資格も必要なくなれば、介護サービスの質の低下は避けられません。また、要支援の高齢者へのサービスを提供している多くの事業所では、経営の縮小を余儀なくされ、従業員の解雇も懸念されます。

介護保険給付は、誰でも、いつでも受けられるものではありません。1 次、2 次の審査を受け、認定された高齢者、いわば受給権が認められた高齢者だけが利用できる制度です。この介護が必要な高齢者を給付対象から外すことは、社会保険制度の根幹を変えることとなります。

よって、この計画を中止することを強く求め、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提

出いたします。

平成 25 年 12 月 20 日

大分県別府市議会

内閣総理大臣  
財 務 大 臣  
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 18 号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(吉富英三郎君) 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○4 番(野上泰生君) 私は、この際、市議会に特別委員会を設置することについての動議を提出いたします。

本市におきましては、昭和 40 年代から 50 年代にかけて高度経済成長期の急激な社会の変化や人口の増加に伴い、小・中学校などの学校教育施設や市営住宅、社会教育施設などあらゆる分野の施設整備を行ってきましたが、これらの施設は、建築後 30 年を経過するものが 6 割を占め、今後老朽化による同時期改修などが必要となることが予想されます。

そこで、中期的な視点から公共施設の適正な配置と効率的な管理運営、超高齢化と人口減少が進む中で公共施設の再配置が求められるものであります。

また、学校の統廃合により、いまだ放置され手つかずの跡地、また、今後も統廃合による跡地の利活用が課題となるものであり、さらに遊休資産等も含め今後の利用・活用についても市民ニーズを考慮しながらの審議が必要となることは言うまでもありません。これらを喫緊の課題と捉え、別府市の将来に対する責任を重く受けとめ、その責務を果たしていくことこそが、市民の代表として強く求められているものと考えます。

以上、「公共施設の再配置・学校統廃合による跡地利用及び遊休資産利活用に関する調査・検討を行うとともに、その意見の反映を図る」ため、任期を調査が終了するまでとする 13 人以内の委員から成る「市有財産利活用推進特別委員会」の設置の動議を提出いたします。(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(吉富英三郎君) ただいま、4 番野上泰生君から、「公共施設の再配置・学校統廃合による跡地利用及び遊休資産利活用に関する調査・検討を行うとともに、その意見の反映を図る」ため、任期を調査が終了するまでとする 13 人以内の委員から成る「市有財産利活用推進特別委員会」を設置されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し議題とすることに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、この際本動議を日程に追加し議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、4番野上泰生君提出の動議は、可決されました。

ただいま、動議により設置されました「市有財産利活用推進特別委員会」委員につきましては、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、「市有財産利活用推進特別委員会」委員につきましては、議長において指名をいたします。

「市有財産利活用推進特別委員会」委員に、

2番 三重 忠 昭 君  
3番 手 束 貴 裕 君  
4番 野 上 泰 生 君  
6番 穴 井 宏 二 君  
7番 加 藤 信 康 君  
9番 松 川 章 三 君  
10番 市 原 隆 生 君  
14番 黒 木 愛 一 郎 君  
15番 平 野 文 活 君  
16番 松 川 峰 生 君  
19番 山 本 一 成 君  
22番 江 藤 勝 彦 君  
23番 河 野 数 則 君

以上、13名の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を、「市有財産利活用推進特別委員会」委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました方々を、「市有財産利活用推進特別委員会」委員に選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 09 分 休憩

午前 11 時 17 分 再開

○議長（吉富英三郎君） 再開いたします。

「市有財産利活用推進特別委員会」は、休憩中に委員会を開会いたしましたので、その経過と結果について委員長から報告を願います。

（市有財産利活用推進特別委員会委員長・松川峰生君登壇）

○市有財産利活用推進特別委員会委員長（松川峰生君） 先ほど、本会議において設置されました「市有財産利活用推進特別委員会」の審査と結果について御報告いたします。

本会議休憩中に委員会を開会し、冒頭、正副委員長の互選を行いました。その結果、私・松川峰生が委員長に、加藤信康議員が副委員長に選任されましたので、よろしく願いいたします。

続いて、付託されました「公共施設の再配置・学校統廃合による跡地利用及び遊休資産

利活用に関する調査・検討及びその意見反映」について、その審査の方法並びに日程について協議いたしました。

本件については、その内容が広範多岐にわたっていることや、市の現状や方向性等を踏まえた上で議論を重ね、実効を上げていくことが肝要であること等を勘案するとき、今会期中に審査を終了することが困難であるとの観点から、全員異議なく、さらに閉会中も引き続き鋭意調査・検討を行うため継続審査とすることに決定した次第であります。

以上、当特別委員会における審査の概要について報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、「市有財産利活用推進特別委員会」委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。ただいまの委員長の報告は、さらに閉会中も引き続き鋭意調査・検討を行うため継続審査といたしたいとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、「市有財産利活用推進特別委員会」は、さらに閉会中も引き続き鋭意調査・検討を行うため継続審査とすることに決しました。

次に、日程第5により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で、平成25年第4回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で、平成25年第4回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前11時22分 閉会